

会議録

| | |
|------------------------|--|
| 会議の名称 | 第2回 枚方市改革・改善サイクル評価員会議 |
| 開催日時 | 平成27年7月17日（金）18時30分から19時17分まで |
| 開催場所 | 枚方市役所別館4階 特別会議室 |
| 出席者 | 正木啓子評価員、三木潤一評価員、和田聡子評価員 |
| 欠席者 | - |
| 案件名 | (1) 点検・評価対象事務事業の決定について (2) 一次点検・評価の実施について (3) その他 |
| 提出された資料などの名称 | 資料① 【所管部署選定分】平成27年度点検・評価対象事業の選定結果について 資料② 【評価員選定分】点検・評価対象事業グループについて 資料③ 【評価員選定分】点検・評価対象事業の選定結果集計表（検討資料） 資料④ 【評価員選定分】点検・評価対象事業選定シート 参考資料1 平成27年度 枚方市改革・改善サイクルの実施要領 参考資料2 事業概要説明シート（様式） |
| 決定事項 | 枚方市改革・改善サイクルにおける平成27年度点検・評価対象事業を決定 一次点検・評価の実施について確認 |
| 会議の公開、非公開の別及び非公開の理由 | 公開 |
| 会議録などの公表、非公表の別及び非公表の理由 | 公表 |
| 傍聴者の数 | 1人 |
| 所管部署（事務局） | 行政改革部 |

審 議 内 容

開 会

座 長：それでは、定刻となりましたので、ただ今より、第2回枚方市改革・改善サイクル評価員会議を開催いたします。

まず初めに、事務局から配付資料等について、確認をお願いいたします。

事務局：それでは、お手元の資料の確認をさせていただきます。

資料は本日の案件を記した次第と、**資料①**【所管部署選定分】平成27年度点検・評価対象事業の選定結果について、**資料②**【評価員選定分】点検・評価対象事業グループについて、**資料③**【評価員選定分】点検・評価対象事業の選定結果集計表（検討資料）、**資料④**【評価員選定分】点検・評価対象事業選定シート、**参考資料1**平成27年度枚方市改革・改善サイクルの実施要領、**参考資料2**事業概要説明シート（様式）、それからファイルにとじております事務事業実績測定調書となっております。過不足等は、ございませんでしょうか。事務局からは以上でございます。

座 長：ありがとうございます。枚方市改革・改善サイクルに関するこの間の動きでございますが、前回5月1日の第1回評価員会議において決定いたしました、平成27年度に点検・評価を実施する類似事業グループの中から、我々評価員におきまして、今年度において点検・評価の対象とする事務事業の選定作業を行ってきたところでございます。また、一方では所管部署においても、点検・評価対象事務事業の選定を行っていただいたということです。

本日は、これら選定作業の結果をもとに、それぞれの案件につきまして、議論を深めてまいりたいと存じます。

案件（1）点検・評価対象事務事業の決定について

座 長：それでは、案件（1）「点検・評価対象事務事業の決定について」といたしまして、みなさまの選定作業の結果をもとに、点検・評価対象事業の決定を行っていききたいと思います。事務局より資料の説明をお願いいたします。

事務局：それでは、お手元の**資料①**【所管部署選定分】平成27年度点検・評価対象事業の選定結果についてをご覧ください。

こちらの資料は、各所管部署において、「拡充・見直し」などを検討している事業を選定した一覧となっております。

各部1事業以上を選定いたしまして、選定事業数は、24事業となっております。

資料の見方といたしましては、表の左から、「各所管部署名」、選定した「事務事業名」、次にその事務事業を分類いたしました「類似事業グループ」となっております。

これらの24事業につきましては、類似事業グループに関係なく、すべての事務事業を平成27年度の点検・評価対象事務事業とすることとしております。

次に、**資料②**【評価員選定分】点検・評価対象事業グループについてをご覧ください。

こちらの資料は、平成27年度における類似事業グループごとの事務事業数を一覧で記載したものでございます。

資料の見方といたしましては、表の左から、「類似事業グループ名」、「内容」、次に、そのグループにおける「事業数」を記載しております。

平成27年度の実務事業数といたしましては、1,033事業ございまして、前回の第1回評価員会議において決定いたしました平成27年度に点検・評価を実施する事務事業グループの事業数といたしましては、「3. 施設維持管理事業」が57事業、「4. 施設等運営事業」が35事業、「18. 啓発事業」が32事業、「21. 育成事業」が20事業となっております。

次に、**資料③**【評価員選定分】点検・評価対象事業の選定結果集計表（検討資料）をご覧ください。

こちらの資料は、平成27年度の点検・評価対象事業グループに決定いたしました4グループにつきまして、評価員のみなさまが、点検・評価対象事業とすべきとチェックをされた事業数を事業グループごとに表示しております。

資料の見方といたしましては、表の左から、「グループ名」、次にそのグループにおける「事業数」、そして、「事務事業選定チェック」といたしまして、評価員のみなさまが、点検・評価対象事業とすべきとチェックをされた事業数をグループごとに表示しております。「3. 施設維持管理事業」を例にしますと、施設維持管理事業に分類いたしました57事業のうち、3名の評価員全員が点検・評価対象事業とすべきとチェックをされた事業が2事業、2名の方がチェックをされた事業が22事業、1名の方がチェックをされた事業が21事業、といった形で記載しております。

次に、**資料④**【評価員選定分】点検・評価対象事業選定シートをご覧ください。

こちらの資料は、平成27年度の点検・評価対象事業グループに決定いたしました4グループにつきまして、そのグループに分類いたしました全事務事業を記載し、点検・評価対象事業とすべきとしてチェックをした評価員数を事業ごとに記載した資料となっております。

表の右側にあります「点検・評価対象事業」欄は空白としておりますので、このあと、点検・評価対象事業を選定していただく際に、ご活用いただきたいと思います。

資料の説明は、以上となります。

これらの資料をもとに、平成27年度の点検・評価対象事務事業を決定いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

座 長：ご説明いただきました資料につきまして、資料の順に、確認を行うとともに、点検・評価する対象事業の決定を行ってまいりたいと思います。

まず、各所管部署により選定いただきました事業につきましては、事務局からの説明のとおり、全24事業を点検・評価の対象事業とすることで、よろしいでしょうか。

<異議の声なし>

座 長：これにつきましては、よろしいですね。各所管課で選ばれたということですので。

<意見等なし>

座 長：次に、評価員選定分における点検・評価対象事業を決定していきたいと思いますが、決定作業に入る前に、今回、事業の選定作業を行った際の視点や悩んだところ等を含め、ご意見やご感想等をお聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

座 長：資料の中で気になったところですが、維持管理グループのところ、調書に全体の話を書かれているようなところがあったりして、事業の中身と若干違っているような調書のように見受けられたんです。

児童福祉施設のところなど、調書の書き方が、事業に特化して書いていただいた方がわかりやすかったかなと思いました。

維持管理事業と運営事業は別なので、その辺りをきちっとわかるように書いていただいた方が、一般的にわかりやすくなると思います。

事務局：施設等運営事業のグループであるにもかかわらず、中身には維持管理等のことも、全て書いているということでしょうか。

座 長：事業が反対なんです。維持管理事業となっているのに、運営事業のような書き方となっていたり、総括して書きすぎているんです。今までいろんな資料をいただいているので、こちらとしては理解できるんですが、今後、その辺りも気を付けていただいた方が、一般の方にわかりやすいと思うので。中身そのものの問題ではなく、書き方の問題です。

評価員：今の維持管理事業と運営事業のお話ですと、例えば、維持管理事業だけをとりあげるということになると、事業自体のためにその建物があるということ的前提として、その建物を維持するということが問題になってしまい、もっと効率的に維持管理をできないかということのみになってしまいます。今回のグループで選定するという趣旨を考えると、維持管理というのは、そもそもその施設自体がいるのかということも含めて、運営事業等と一体としてとらえたいという考えで、一括して点検・評価したいという設定で選定をしました。

座 長：具体的にいいますと、「幼児療育園施設維持管理事業」と「すぎの木園施設維持管理事業」ですが、目的・目標がまったく同じなんです。そうすると、この事業が2ついるのかなと思います。実際には違っているが、そういう細かい部分まで書ききれていないということが気になりました。事業自体に対する疑問ではなく、書き方の問題なんです。

評価員：書くほうも大変ですよ。私もコメントとして書かせていただいたんですが、事業として選定しなかったんですが、事務事業実績測定調書の達成目標の指標の部分で空欄となっているものが目立ったかなと思います。

例えば、学校園校務員業務ですが、所管課として書きにくいのかもかもしれませんが、そもそも一つの維持管理事業として出すのがいいのかなと思います。

評価員：維持管理自体が適正かというのは、それはそうなんですよね。

評価員：清掃現場を見ているわけでもないですし、どれくらいの金額が妥当なのかやどのようなお仕事をされていてこれだけの経費がかかったかなどを見るわけで。

座長：維持管理で気になったのが、同じような仕事をしているいろんな庁舎があったときに、それがバランスよく何日に1回とか同質の職場環境があるのか、あるいは、特別な機械管理をするときに、例えば同じようなボイラー系などで、そこだけをするのか、同じ業者があちこち回ってするのかなど、より合理的にできる方法はないかとか、そういった検討をしているのか。特に電気関係などは、個別に契約するのかもしれませんが、なんなら近くの場所や似たような設備をもっている施設を一括で契約するなど、そういった管理委託の方法で合理化を図ることができないか。ただ、補助金等が入ってくる事業には難しいかもしれませんが、そういうことは考えられると思います。

評価員：メンテナンス業者Aがあれば、それぞれの維持管理を全部そのメンテナンス業者Aがする、電気なら電気業者がするなど、なんとなく効率的に考えると、その方がいいように思います。一つの建物で、A B C Dの別の業者が入りこむことによってコスト増となることも考えられますけど、そこまで我々は見られない。そうすると指標を元に見ることになりますが、指標も問題で、年何回のメンテナンスを目標として10回なら10回したら達成というのが見受けられます。もしかしたら10回もいらないかもしれないし、もしかしたら10回以上必要かもしれない。

座長：1箇所だから1回なんだけど、横並びに実施すると、ずっと継続的に実施でき安くなっていきそうな気もするんです。だから、維持管理でこうして並べてみると、似たところがあったり、もう少し一元化を図れるところがあったり。いろんな関係があって所管課が違うのかもしれませんが、例えば、「ちびっこ広場管理事業」の管理は公園課の方がいいのではないかとか、調書を読むと公園課で行っているとの記載があるので、一元化できないかなとか合理化できないかというのがグループ化をすると見えてくるところがありますね。

事務局：事務事業のグループ化と委託のグループとは必ずしも一致していないので、例えば、庁舎の空気環境測定では、庁舎だけでなく、他の施設もあわせて同じところに委託している。いわゆる横のつながりで一元化しているという例もありますが、調書に記載するとなるとそれぞれの施設となってしまいますので、必ずしも一致していないところがありますので、わかりにくいところはあると思います。

座長：そういうのが全部できると、合理化が図れますし、管理状態もよくなると思います。

評価員：事業として評価の対象で維持管理として選定したとしたら、それ自体がどうかという話になると、そもそも本来の事業の目的に照らしてどうかということを考えたいところを、これは維持管理の事業ですとなると、どうもどうにも言えなくなるように感じるの

で。会議の運営事務も会議が円滑に進めばいいということではなく、そもそもの目的としているところを考えないと。会議の運営だけが、よかったから何なのかというような事業の区分けになってしまって、今回の施設の話でも、維持管理ですと分けられても違うように思います。

座長：それぞれ選定する中でいろんな思いがありますが、選定結果を元に、点検・評価対象事業の決定を行っていきたいと思います。資料③のご説明がございましたが、まずは、3人がチェックしている事業をすべて点検・評価対象事業とするということで、よろしいでしょうか。

<異議の声なし>

座長：評価員3人がチェックしているのが24事業、2人がチェックした事業で47事業ということで、これらを点検・評価対象事業とすると、71事業になりますので、これに所管課選定分をあわせると、95事業になるということですがいかがでしょうか。

<異議の声なし>

座長：そうしましたら、資料③にございます評価員3名がチェックした事業と2人がチェックした事業と所管部署選定分を点検・評価対象事業とすることで決定したいと思います。評価員それぞれが、他の評価員の選定内容をよくわかっていないということもありますので、確認のために事務局から対象事業の読み上げをお願いします。

事務局：それでは、ただいま決定しました95事業のうち、評価員の皆様に選定いただきました71事業につきまして、資料④に沿って、読み上げさせていただきます。

資料④の3. 施設維持管理事業グループから、読み上げさせていただきます。なお、所管課名は省略させていただきます。

6番の「庁舎維持管理事業」、7番の「市営住宅維持管理事業」、8番の「生涯学習市民センター維持管理事業」、12番の「ちびっこ広場管理事業」、16番の「公立保育所維持管理業務」、20番の「淀川衛生事業所施設維持管理事業」、21番の「穂谷川清掃工場施設管理業務（管理棟）」、次のページにまいりまして、23番「穂谷川清掃工場維持管理業務（委託）」、24番の「一般廃棄物最終処分場管理業務」、25番の「東部清掃工場施設維持管理業務」、29番の「道路管理事業」、30番の「道路橋梁事務管理事務」、34番の「道路施設維持管理事業」、37番の「交通安全施設整備事業（交通対策課）」、38番の「水道部庁舎等施設維持管理業務」、39番の「水道管路等管理事務」、40番の「水道管路維持管理事業」、42番「水質検査業務」、43番の「水道施設維持管理業務」、44番の「景観水路維持管理業務」、次のページにまいりまして、45番の「下水道維持管理事業」、46番の「ポンプ場維持管理事業」、52番の「学校給食調理場施設維持管理事業」、53番の「教育文化センター維持管理事業」です。

次に、4. 施設等運営事業グループでございますが、1番の「サプリ村野NPOセンター施設維持管理事業」、2番の「市民交流センター施設維持管理事業」、8番の「生涯学習市民センター学習支援事業」、11番の「地域活性化支援センター運営事業」、12番の「農業と市

民交流事業」、14番の「包括的支援事業」、16番の「枚方公園青少年センター維持管理事業」、19番の「公立保育所管理運営事業」、20番の「幼児療育園施設維持管理事業」、21番の「すぎの木園施設維持管理事業」、次のページにまいりまして、22番の「淀川衛生工場し尿処理施設改築事業」、23番の「東部清掃工場施設運営業務」、25番の「水処理送配水業務」、26番の「下水道台帳補正業務」、27番の「河川・水路・法定外水路境界明示事務（公共下水道区域内）」、28番の「河川及び下水道管理事務（公共下水道区域内）」、30番の「学校給食運営事業」、31番の「学校給食事業（共同調理場）」、32番の「学校給食事業（直営・単独調理場）」、33番の「学校給食事業（委託・単独調理場）」、34番の「野外活動センター維持管理事業」です。

次に、18. 啓発事業グループですが、1番の「平和に関する啓発事業」、2番の「人権啓発事業」、4番の「ウィルフェスタ開催事業」、5番の「市民憲章普及啓発事業」、6番の「消費生活センター機能拡充事業」、7番の「消費者等教育啓発事業」、8番の「花と音楽のまちづくり推進事業」、11番の「敬老事業」、13番の「自然保護啓発事業」、17番の「公害防止啓発事業」、20番の「再生資源集団回収報償金制度運用事業」、21番「ごみ減量化対策事業（減量業務室）」、次のページへまいります、24番の「道路アダプト事業」、27番の「公園アダプト制度推進事務」、30番の「古文書講座開催事業」、32番の「選挙啓発事業」です。

最後に、21. 育成事業グループですが、2番の「地域防災推進員育成事業」、3番の「子ども芸術文化育成支援事業」、4番の「地域商工業振興対策事業」、5番の「農業振興事業」、6番の「農業団体育成事業」、7番の「新規就農研修事業」、8番の「小学生食農体験学習支援事業」、9番の「民生委員研修事業（中核市移行に伴う新規事業含む）」、13番の「青少年健全育成事業」、17番の「総合的教育力活性化事業」、以上の71事業となります。

座 長：ありがとうございました。

2人以上がチェックをした事業を点検・評価対象事業に決定いたしました。今読み上げた中で、1人がチェックした事業の中でも、問題やご意見がある等、この際、お話しておいた方がいいというようなことは、ございますでしょうか。

座 長：点検・評価対象事業にはならなかった事業ですが、少し教えていただきたい事業がございます。

高齢社会室の「楽寿荘維持管理事業」ですが、調書上に利用者を増やすために料金を引き下げたという記載がありましたが、この事業がどういうものを教えていただきたいのですが、このご時勢で利用料金を下げて、どのぐらいの利用率があがるのかなど、実態等を少し教えていただけますか。

事務局：楽寿荘につきましては、もともと利用率がかなり低い施設でした。地理的な問題もありまして、高齢者の方が利用するには利用しにくい場所にあるということ、また、利用料が少し高いということもありましたので、料金を下げて利用率を上げたいという意向がありました。また、それと同時に、本市には総合福祉センターという施設があ

りますが、その施設が平成27年4月から有料化をすることとなりましたので、同じ法に基づく老人福祉施設ということで、バランスをあわせて、料金を下げました。

座長：今、ご説明がありましたが、高齢者が行きにくい場所で、高齢社会室の施設というのがよくわからないんですが、なんとか行こうと思えばいける場所なんですか。実態がよくわからないんですが、ものすごくいい場所であれば、他の使い方をして、子どもたちの宿泊等もできるだろうし、市民の方に開放することもできるのではないですか。

事務局：老人福祉施設ではありますが、一般の方も利用することはできます。

座長：高齢者の方が優先ということですか。

事務局：優先ということではないです。

座長：高齢社会室が管理はしているけれども、一般の方が利用できる施設ということですか。

事務局：老人福祉法に基づく施設ですが、高齢者に限らず一般開放もしています。もともとは府の施設でしたが、市に移管した施設です。ただ、光善寺の駅から坂を上がっていかないと行けない場所で、バス等も通っていませんので、不便と言えば不便です。車で来られることも可能ではありますが、台数も限られていますし、基本は駅から徒歩となります。

座長：そういう意味では他のところで管理した方が、PRはしやすいですね。あとは法的な位置付けの問題ですね。少し知恵を絞れば、いい場所だったら、むしろ、利用率は上がる方向かと思いますが、高齢者の施設だと言われてしまえば、それで終わってしまうので。

事務局：調書に記載がありますが、平成23年にリニューアルオープンして、平成24年以降の実績としては増加傾向にあります。

座長：この10年は高齢者が増えると言われていますが、20年後は確実に高齢者が減っていきますので。そうすると、いつまでこの施設を高齢社会室が管理する施設とするか、ちょっと全体的な話になりますが、しばらくは高齢者も増えますが、将来は、高齢者が減っていきますので。

評価員：私もこの事業はちょっと迷った所がありまして、所管されているのは高齢社会室ですが、事務事業実績測定調書を見ていますと、市内の方に利用を限っているわけでもなく、規約があるわけでもなく、老若男女を問わず利用できるということですし、現に、子育て支援室と連携して地域子育て支援拠点事業として使っているということなんです。事務事業として楽寿荘がシニアのイメージをもたれているのなら、高齢者も減ってきますし、もう少し多角的に施設を利用しないと。リニューアルしたばかりで、今はのべ利用者数は増えていますが、増え方も年齢をもっと細分化して、誰が利用しているかの検証が必要だと思います。子育て支援で若い人が利用しているという統計ができれば、使い道ももっと広がるかもしれませんし、今は、根拠法で限界をしかかれています、条

例改正なども含めて検討しないと、この調書ではここ数年間だから出ていませんが、平成23年より前にも大規模改修にかなり金額をかけたと推測すれば、それだけこの施設を利用するという考え方が必要だと思います。シニアに限定した施設となっていると少し惜しい気がします。事務事業実績をもう少し活かした感じで、使い方を見直す事業ではないでしょうか。

座 長：名前を変えるのはどうでしょう。楽寿荘というネーミングはイメージがちょっと。点検・評価対象とすべきというよりは、少し将来に向けたこともあって、確認させていただいたんです。

評価員：公共施設管理という意味でも、もう少し多角的な使い方をしないと、こういう施設はいずれ限界がくると思います。法に縛られて、箱物という問題もあるので典型的な事業かなと感じました。

事務局：この施設は、駅前にありました蹉跎保育所が民営化してこちらに移転しまして、いわゆる子育て支援の拠点と高齢者との接点というような、おもしろい施設ではあります。所管課でいうと高齢社会室となりますので、高齢社会室の観点で調書を書いていますので、全体的な視点というところは抜け落ちている部分もあります。

座 長：名前を変えるだけでもぜんぜん違うと思いますね。

評価員：今回は選ばれていないですが、所管課への申し送りをよろしくお願いします。

評価員：維持管理と言われてしまうと、「ちゃんと管理しています。」という話で終わってしまいますが、施設のあり方を問おうとするとそれは維持管理ではないですね。でも取り上げたいとすれば、そういうことですね。

座 長：たまたまこの事業の場合は、維持管理の料金ということで入りましたが、いろんな話を伺っていると全体の話になってきますね。

評価員：今後、どうしていきたいのかとかその辺りですね。

座 長：箱物って、将来、何年か後に重荷になる部分もあるので、比較的早めから将来どうするか検討が必要だと思います。実態にあわせた使い方ができるようにしていけば、逆にいい施設にもなり得ると思いますので。

その他で、評価員がそれぞれでチェックした事業で何かありますか。

<質問等なし>

座 長：それでは、先ほど読み上げていただいたとおり、評価員選定分としては71事業で決定したいと思います。

案件（2）一次点検・評価の実施について

座 長：それでは、案件（2）一次点検・評価の実施について、説明をお願いいたします。

事務局：それでは、一次点検・評価の実施について、ご説明いたします。

参考資料1平成27年度枚方市改革・改善サイクルの実施要領の裏面をご覧ください。

4. 今後のスケジュールですが、本日選定いただきました点検・評価対象事業につきましては、表の中程にごございますとおり、7月下旬頃までに、一次点検として、所管部署において、**参考資料2**事業概要説明シートを作成するとともに、点検を行いたいと考えております。

その後、8月上旬～下旬頃に、一次評価として、一次点検結果をもとに、評価員のみなさまに評価を行っていただき、さらに点検が必要な二次点検事業を選定いただく予定としております。説明は以上です。

座長：一次点検・評価の実施についてということで説明がありましたが、確認しておきたい事項等ございますか。

<質疑等なし>

座長：昨年度も作業をしていますので、よろしいですね。特にないようですので、次の案件にまいります。

案件（3）その他

座長：それでは、次の案件（3）その他について、事務局から何か連絡事項などはありますか。

事務局：今後、事務局で、本日の選定結果やいただいたご意見等を整理したうえで、一次点検の実務的な作業に入ってまいりたいと考えております。

次回の評価員会議ですが、庁内における一次点検の結果を評価いただいた後、その取り扱いをご確認いただき二次点検事業の選定をお願いしたいと考えております。日程といたしましては、9月上旬頃に開催させていただきたいと考えております。

具体的な日程につきましては、改めてご都合をお伺いしたうえ、設定してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

閉会

座長：ありがとうございました。それでは以上をもちまして、第2回評価員会議を終了したいと思います。どうもありがとうございました。